

1. 議事日程（第1日目）
（予算決算常任委員会）

令和 7年 9月29日
午前10時55分 開会
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

（1）議案第63号 令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）

3、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。（15名）

委員長	児 玉 史 則	副委員長	山 本 数 博
委員	益 田 一 磨	委員	佐々木 智 之
委員	熊 高 慎 二	委員	浅 枝 久美子
委員	小 松 かすみ	委員	南 澤 克 彦
委員	新 田 和 明	委員	山 根 温 子
委員	大 下 正 幸	委員	熊 高 昌 三
委員	宍 戸 邦 夫	委員	金 行 哲 昭
委員	秋 田 雅 朝		

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 委員外議員（なし）

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（13名）

市 長	藤 本 悦 志	副 市 長	杉 安 明 彦
企 画 部 長	高 下 正 晴	福 祉 保 健 部 長	井 上 和 志
産 業 部 長	小 櫻 静 樹	財 政 課 長	沖 田 伸 二
児 童 保 育 課 長	佐 藤 弘 美	農 林 水 産 課 長	森 田 修
商 工 観 光 課 長	松 田 祐 生	財 政 課 財 政 係 長	高 橋 秀 尚
児 童 保 育 課 児 童 保 育 係 長	立 川 栄 理 香	商 工 観 光 課 観 光 係 長	森 竹 和 孝
商 工 観 光 課 商 工 係 長	岡 崎 聡 子		

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（4名）

事務局 長	高 藤 誠	事務局 次 長	國 岡 浩 祐
総務 係 長	日 野 貴 恵	主 事	實 村 峻

~~~~~○~~~~~

午前10時55分 開会

- 児玉委員長 定刻となりました。  
ただいまの出席委員は15名です。  
定足数に達しておりますので、これより第10回予算決算常任委員会を開会いたします。  
本日の日程は、本日の定例会において本委員会に付託されました議案第63号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）」の件を議題といたします。  
まず、審査の方法について、お諮りいたします。  
審査の方法は、お手元に配付いたしました審査予定表及び9月補正予算（第5号）所管別事業名一覧表を用いて審査し、企画部長の要点説明の後、質疑を行います。  
これに異議ありませんか。  
〔異議なし〕
- 児玉委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。  
審査に先立ち、藤本市長から挨拶を受けます。  
藤本市長。
- 藤本市長 皆さん、先ほど予算決算常任委員会で付託となりました議案第63号の補正予算について、審査をしていただきます。どうぞよろしく願いいたします。
- 児玉委員長 これより、議案の審査に入ります。  
議案第63号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）」の件を議題といたします。  
補正予算全体の歳入及び歳出の要点について、説明を求めます。  
高下企画部長。
- 高下企画部長 それでは、要点の説明をいたします。  
このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,769万8,000円を追加し、予算の総額を202億879万4,000円とするものです。  
説明資料の1ページをお開きください。  
(1) 歳出の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金関連は、国の地方創生臨時交付金を活用した事業で2,200万円です。  
その概要を説明します。2ページを御覧ください。  
この事業は、物価高騰の影響を受けている事業者の負担を軽減するため、省エネ設備の導入等経費に対して補助金を交付するものです。  
5番の表を御覧ください。  
対象設備、対象経費などをまとめています。補助金額は、補助対象経費の4分の3以内とし、補助上限額は50万円としています。  
説明資料の1ページに戻ってください。

続いて、(2) 歳出の落雷被害関連は、今年9月10日の落雷により被害を受けた施設の修繕等に要する経費で、合計2,009万8,000円です。

(3) 歳出の災害関連は、今年8月の大雨による農地災害の工事請負費などで、合計560万円です。

補正予算書を御覧ください。10ページ、11ページです。

歳入です。13款の分担金及び負担金は、農地災害復旧事業分担金で56万円の増額です。

15款の国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、2,190万4,000円の増額です。

16款の県支出金は、農地災害復旧費補助金で250万円の増額です。

19款の繰入金は、財政調整基金繰入金で2,093万4,000円の増額です。

22款の市債は、農林災害債で180万円の増加です。

続いて、13ページをお開きください。

歳出です。外郭団体等運営指導事業費、それからその下の公立保育所管理運営費、それと下から2段目の体育施設維持管理費は、落雷被害を受けた各施設の修繕料及び工事請負費を計上するものです。

真ん中の商工業振興施設管理運営費は、事業所省エネ設備導入支援事業補助金を計上するものです。

一番下、農地災害復旧費は、農地災害復旧に関わる調査設計委託料及び工事請負費を計上するものです。

最後に、4ページに戻ってください。

地方債の補正ですが、災害復旧事業の補正後の借入限度額を2,450万円とし、合計の総借入限度額を11億8,200万円とするものです。

以上で、要点の説明を終わります。

○児玉委員長

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

説明資料の2ページ、安芸高田市事業所省エネ設備導入支援事業についてお伺いします。

2の対象者のところで、安芸高田市に拠点を構える商工業を営む中小事業者等とありますが、対象となる中小事業者等はどのように定義されますでしょうか。

○児玉委員長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長

中小企業者の定義といたしましては、中小企業基本法第2条第1項に掲げてあるところについて、対象とさせていただくということになっております。

簡単に説明しますと、まず1点、会社及び個人事業主であって、主たる事業が製造業、建設業、運輸業、その他の業種に属し、また資本金または出資金が3億円以下、または常時使用する従業員が300人以下という

ことになっております。

農業はその他の業種に含まれるため、農業を主たる事業として営む個人事業主いわゆる農業法人、そういったところについても対象になるということになっております。

以上でございます。

○児玉委員長

南澤委員。

○南澤委員

今、最後に農業のことがありましたが、農業法人というのは今説明にあったんですが、個人で農業を行う方は対象となるのでしょうか。

○児玉委員長

答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長

個人の方でも、農業を主たる事業として営む個人事業主、そういった方につきましてはこの対象になるかというふうに考えております。

○児玉委員長

ほかに質疑はありませんか。

益田委員。

○益田委員

まず、同じページの大枠の5番、補助対象のところについて確認をしたいんですが、補助対象とするに当たっているいろいろ基準があるかと思うんですけど、ここに対しての申請からの実際の内容のチェックというのがどのように行われるのかを伺いたいと思います。

○児玉委員長

答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長

これは10月以降、市の今後のスケジュールというところもあるんですが、10月以降は準備期間を始めまして実行委員会を立ち上げます。そして事業については、事務につきましては商工会のほうに委託するように考えております。そちらのほうで申請書でありますとか現状、さらには業種、そういった書類を出していただきまして、それを基に審査させていただいて交付の決定ということになるかというふうに思っております。

以上でございます。

○児玉委員長

益田委員。

○益田委員

ほとんどが国・県支出金なんで、そこまで厳正にというものもあるかもしれないんですが、例えば今回のというと蛍光灯、白熱灯からLEDに変えるというところについては出すということだと、当然かなり経年劣化したものであっても、古いLEDから新しいLEDに変えるとかは対象外となると思うんですけど、その辺りがきちんとチェックできるような処理体制というか、逆に言うと事業者さん側もその証明のために何か写真を撮ったりだとか、実際に立会い等が必要なのかというところを気にされる方もいらっしゃるのかなと思いますので、その辺りが具体的に分かればと思うんですが、今のところそういったチェック方針のところでもう少し具体的に何か想定があれば伺いたいと思います。

○児玉委員長

答弁を求めます。

松田課長。

- 松田商工観光課長 具体的なところにつきましては、まだまだ実行委員会のほうを立ち上げて、関連であります商工会、工業会そうしたメンバーの方と一緒にもう少し具体的なところを詰めていきたいとは思いますが、写真の添付であるとかそういったところについては、申請時に提出いただくというようなことになろうかと思えます。また、当然理解のほうもかけていかないといけないかなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

- 児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。

山本委員。

- 山本副委員長 説明資料の2番で、1ページ目の(2)の歳出の落雷被害関連で示された部分なんですが、損害保険か火災保険かは加入されておらんかって、保険が出ないというようなところがあるのでしょうか。

- 児玉委員長 答弁を求めます。

沖田課長。

- 沖田財政課長 現在、保険の申請の準備は進めておるところなんですが、詳細を詰めながら対象となる部分、そうでない部分を詳細に分けて、最終的には保険の申請もしていきたいというふうに考えておって、今現時点では歳入予算での計上は行っておらず、現在は一般財源ということで、現時点では予算の計上をさせていただいているところです。

以上です。

- 児玉委員長 山本委員。

- 山本副委員長 ということは、予算の執行は保険の決定が出てから執行ということになるんですか。

- 児玉委員長 答弁を求めます。

小櫻部長。

- 小櫻産業部長 執行は先に直すこととなります。保険は全て入っておるんですけども、その中で先に直して、申請もするんですけども最後完了したものを完成の写真とか、支払ったもの、そういうものをつけて最後に保険の請求をする形になります。

それに対しての歳入については、財産管理課のほうの雑入に今度入ってくるんですけども、入ってくる時期というのは多分今年の年度内にはちょっと難しいと考えております。

以上です。

- 児玉委員長 山本委員。

- 山本副委員長 続いて、別なことを質問します。

説明資料1ページの(3)の災害関連なんですが、これは何か所でどういったところの工事なのか説明をお願いします。

- 児玉委員長 答弁を求めます。

森田課長。

- 森田農林水産課長　　まず、9月9日の第4回の補正予算のときに、5月災と8月災の農地復旧費を計上させていただきました。その際、5月災1件、8月災5件の農地災害というふうに説明をさせていただきました。今回計上したものは、発生件数は変わっておりません。ただ、8月債の5件のうち1件の業務委託費工事費が前回の補正に間に合わなかったということで、今回計上させていただきます。
- 以上でございます。
- 児玉委員長　　山本委員。
- 山本副委員長　　今言われた8月災の5件のうち、1件の遅れとった部分の設計監理委託料と災害復旧工事のものだと。こういうことでよろしいんですか。
- 児玉委員長　　答弁を求めます。
- 森田課長。
- 森田農林水産課長　　そのとおりでございます。
- 以上です。
- 児玉委員長　　山本委員。
- 山本副委員長　　内容は言えるところまで聞きたいんですが、どういう工事でしょうか。
- 児玉委員長　　答弁を求めます。
- 森田課長。
- 森田農林水産課長　　田んぼの、のり面というか石積みが崩壊をしたもので、今回ブロックを直すということで計上させていただいております。
- 以上です。
- 児玉委員長　　ほかに質疑はありませんか。
- 小松委員。
- 小松委員　　説明資料の1ページ目、(2)の歳出の落雷被害に関して、神楽門前湯治村の額が結構大きいんですけども、被害の内容を教えてくださいませんか。
- 児玉委員長　　答弁を求めます。
- 松田課長。
- 松田商工観光課長　　被害内容でございますが、主なものは電話回線通信設備ということで、完全に電話のほうに入りまして、今は臨時で復旧していただいております状況で、各部屋へ電話がつながっておるんですがそういったものが壊れると。村全体の自動火災報知設備、火災報知機のほうは現状全システムが雷のほうが入って完全に止まっているというようなところでございます。さらには、客室空調管理システムということで、パン屋さんがある棟なんですけど、そちらのほうのエアコン関係が完全に雷で止まっているというような大きな被害が出ておるところでございます。
- 以上でございます。
- 児玉委員長　　ほかに質疑はありませんか。
- 熊高昌三委員。
- 熊高昌三委員　　関連なんですけど、落雷等は保険等の関係は対象にはなっていないんです

- か。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
小櫻部長。
- 小櫻産業部長 建物法建物共済のほう入っておりますので、対象になると思います。  
ただ、今から申請をして、もしかすると建物が入っておるんですけども、中の発電機とかもあつたんですけども、それらはちょっと中の備品とかになりますので対象にならないかと思っておりますけども、建物のほうは入っております。  
以上です。
- 児玉委員長 熊高昌三委員。  
○熊高昌三委員 今の電話等、そういったものには普通だったら、建物火災だったら家財も一緒に入ったりとかいう保険に入りますよね。そういう形ではないということですか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
小櫻部長。
- 小櫻産業部長 電話も設備になりますんで、そちらのほうは対象になると考えております。  
以上です。
- 児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。  
熊高慎二委員。
- 熊高慎二委員 関連なんですけども、過去雷が入った被害というのはあつたんでしょうか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
松田課長。
- 松田商工観光課長 神楽門前湯治村につきましては、ここ数年、特に雷の被害が多くなっているというところでございます。ほかの施設、商工観光の施設だけじゃなくてほかの全体的なところについても、やはり今回雷でかなりの被害が出てるんじゃないかなろうかというふうに思っているところでございます。  
以上でございます。
- 児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。  
熊高昌三委員。
- 熊高昌三委員 今の関連なんですけど、避雷針設備とかそういったものは、災害の状況を踏まえて対応はしてないんですか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
松田課長。
- 松田商工観光課長 神楽門前湯治村のほうでございますが、避雷針を設置しております。  
確かに、避雷針があるということで避雷針のほうに飛んでいけばいいんですが、ちょっと距離が村全体的に長いこともありますので、避雷針のところに行った分については避雷針が受け止める。それ以外のところ、風呂の周辺、そういったところにいきなり入って雷が落ちて

きているというような現状もありますので、避雷針が100%の効果があるかといえなかなか疑問なところではございます。

先日も、子ども神楽発表大会の日、その日も雷がかなり鳴りましたが、その日は避雷針のほうに落ちて被害がなかったというようなことでもございますので、なかなか自然相手のことになりますので、対策のほうはとっております。

以上でございます。

○児玉委員長

熊高昌三委員。

○熊高昌三委員

避雷針の増設とか、そういう検討はされてないということですか。

○児玉委員長

答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長

避雷針の増設ということの検討につきましては、今後引き続いてやっていかないといけないかなというふうに思っているところでございます。できれば湯治村の近くの山であるとか、そういったところに避雷針を立てるというのも一つの作戦かなというふうに思っておりますが、そちらについても今後引き続き検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○児玉委員長

熊高昌三委員。

○熊高昌三委員

検討するに当たって、設備の大きさによっても違うんでしょうけども、大体どのくらいの費用のもくろみなんでしょうか。

○児玉委員長

答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長

正式に見積りを取っておるわけではございませんが、場所にもよりますし、どこに建てるか。さらに、山の上に建てるということであればまたまた金額も大きくなってまいると思います。村内に建てるのであれば1,000万、2,000万ぐらいの規模になるんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○児玉委員長

ほかに質疑はありませんか。

小松委員。

○小松委員

またちょっと関連なんですけども、先ほど湯治村の被害で火災報知機にも影響が出ているということなんです、そこに関しては営業上問題ない状態ということで大丈夫なんでしょうか。

○児玉委員長

答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長

自動火災報知機のほうは、鳴るのは鳴るということは聞いております。それが、配電盤の中の何かを切っておかないとずっと雑音が入るとか、そういうようなところで鳴ることについては鳴るということ現場のほうからは聞いておりますので、大丈夫じゃないかというふうに思っております。

- 以上です。
- 児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。  
浅枝委員。
- 浅枝委員 2ページの5番の補助対象設備なんですけど、こちらにあるもののみで  
しょうか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
松田課長。
- 松田商工観光課長 補助対象設備でございますが、基本的にこちらにあるLEDまた空調  
設備冷凍・冷蔵庫、いわゆる冷蔵陳列庫、そういったところです。それ  
と給湯設備というところで考えております。こちらのLEDやそういった  
照明のところにつきましては、県内の市町の取組でありますとか、ほ  
かにこういう同じような取組をされておるところの事案を見ながら、検  
討させていただきました。  
以上でございます。
- 児玉委員長 浅枝委員。
- 浅枝委員 例えば、最新の空調設備とかを入れられても窓とかドアが古いタイプ  
で、ペアサッシでないのであまり効果がないとかいう場合に、窓も変え  
ますとかいうのをもし対象者のほうから提案というか、お願いがあった  
場合は検討していただけるんでしょうか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
小櫻部長。
- 小櫻産業部長 上限も50万というふうにさせていただいております。全体をすればか  
なりの金額にはなるんですけれども、今回は設備のほうという形で提案  
をさせていただきました。  
以上です。
- 児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。  
佐々木委員。
- 佐々木委員 同じく説明資料の2ページの4番対象期間なんですけども、交換また  
は新設時期は2025年の4月1日まで遡及可能ということで、先ほど準備期  
間で詳細を詰めるということだったんですけども、写真等の提出とい  
うのは多分難しい方もいらっしゃるのかなと思うんですけども、その  
辺りは代替の資料提出を求めるといような形でよろしいでしょうか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
松田課長。
- 松田商工観光課長 そのとおりになろうかと思えます。写真が既に既存のものがないとか  
いうところであれば、そうした会社であれば領収書でありますとか請求  
書、見積り、カタログ、そういったものがあるかと思えますので、そ  
うしたところで検査をしてまいりたいというふうに思います。  
以上でございます。
- 児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。

[なし]

○児玉委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、全ての審査を終了します。

ここで、執行部退席のため暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時19分 休憩

午前11時21分 再開

~~~~~○~~~~~

○児玉委員長 休憩を閉じて、再開いたします。

これより、議案第63号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）」の件について討論を行います。討論はありませんか。

[なし]

○児玉委員長 討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

議案第63号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）」の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○児玉委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました補正予算の審査は、全て終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成について、皆さんから御意見等がありましたら発言をお願いいたします。

[なし]

○児玉委員長 それでは、委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任いただくということで、御異議ございませんか。

[異議なし]

○児玉委員長 異議なしと認め、さよう決しました。

以上をもって、第10回予算決算常任委員会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

~~~~~○~~~~~

午前11時22分 閉会